

審 第 2 0 8 0 号

答 申 第 5 3 8 号

令 和 2 年 1 月 2 0 日

千葉県公安委員会委員長

岩沼 静枝 様

千葉県情報公開審査会

委員長 庄司 久雄

審査請求に対する裁決について（答申）

平成30年5月9日付け公委（備）発第6号による下記の諮問について、別紙のとおり答申します。

記

諮問第915号

平成30年3月9日付けで審査請求人から提起された、平成29年12月22日付け備発第436号で行った行政文書不開示決定に係る審査請求に対する裁決について

答 申

第1 審査会の結論

千葉県警察本部長（以下「実施機関」という。）の決定は、妥当である。

第2 審査請求に至る経緯

1 行政文書開示請求

審査請求人は、平成29年10月27日付けで千葉県情報公開条例（平成12年千葉県条例第65号。以下「条例」という。）第5条の規定により、実施機関に対し行政文書開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 請求内容

「2016年7月以降の千葉県警察の沖縄県への派遣について以下の情報公開を求めます。2017年3月末日までとする。

1. 派遣人員数（1期間の派遣人数及び延べ人数）、派遣車両数
2. 滞在期間
3. 派遣に際して警察庁や沖縄県公安委員会、沖縄県警察本部から受け取った文書及び回答があるものについては回答の文書
4. 派遣に至った協議経緯の記録
5. 派遣目的と法的な根拠、現地での具体的な行動（道路の封鎖及び住民の強制排除）についての法的な根拠
6. 派遣に係る責任部署、現地の指揮者名、派遣された千葉県警察の指揮者名
7. 派遣時から完了時までの現地での千葉県警察の行動記録
8. 千葉県知事や千葉県議会への報告や協議に関する文書
9. 今回の派遣要請を断ることが可能であったかどうかの判断について確認できる文書
10. 派遣に係る報告書、旅行命令簿
11. 派遣を総括した文書

1 2. 派遣に係る公安委員会の議事録及び説明資料

1 3. 派遣に係る千葉県民への説明と説明資料及び今後の説明予定

1 4. 派遣に係る千葉県警察への抗議及び意見について件数と内容」(以下これらの請求内容を各行の冒頭に掲記の番号に従い「本件請求内容1」から「本件請求内容1 4」といい、これらを併せて以下「本件各請求内容」という。)

3 実施機関による決定

実施機関は、本件請求のうち、本件請求内容5から同7、同9から同11(旅行命令簿は除く。以下同じ。)及び同13に係る文書については、作成及び取得しておらず、保有していないとして、平成29年12月22日付け備発第436号で行政文書不開示決定(以下「本件決定」という。)を行った。

4 審査請求

審査請求人は、本件決定を不服として、平成30年3月9日付けで審査請求を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

本件決定を取り消すとの裁決を求める。

2 審査請求の理由

(1) 審査請求人は、平成29年10月27日付けで本件請求をした。

これに対し、実施機関は、本件請求内容5から同7、同9から同11及び同13に係る文書については作成及び取得しておらず、保有していないという理由により、本件決定がなされた。

(2) しかし、本件沖縄県警察への特別派遣(以下「本件派遣」という。)は、警察庁による事前連絡の下、沖縄県公安委員会から千葉県公安委員会宛てに要請された特別の任務であるところ、当該任務の概要・実施状況を把握するため、派遣された警察官からの報告を受けているはずである(なお、派遣中の警察官が沖縄県警察の指揮権の下で活動するとしても、派遣後に、派遣元の各県警察等において当該任務遂行の状況等について、事後的な検証を行うはずである。)

現に、神奈川県警察は、「沖縄特派における警備実施結果について」と題する書面

を作成した上で、「沖縄県への特別派遣（総括）」と題する検証を実施しているが、その前提として派遣した警察官からの活動報告が作成されていることは明らかである。

そうであれば、千葉県警察においても、同趣旨の書面が作成されているのは疑う余地がない。万が一、そのような書面が作成されていないとすれば、千葉県警察は、他の県警察等よりも特別派遣についての検証が不十分な点で、重大な非難を免れないこととなる。

(3) また、派遣された警察官に対して超過勤務手当が千葉県から支給されているところ、超過勤務は千葉県又は千葉県警からの命令によるものであり、その支給に当たっては通常、勤務を行った警察官による報告が義務付けられている。また、超過勤務の有無に関係なく通常公務員が出張し帰任した際には当然に報告書やそれに類する書面が作成されているはずである。

(4) 以上のように、千葉県警察が、審査請求人が開示請求した書面を不開示としたのは明らかな事実誤認であって到底許容されず、本件決定が違法であるのは明白というほかない。

したがって、千葉県公安委員会としては、実施機関がした本件決定を速やかに取り消すべきである。

3 反論書の要旨

実施機関の不合理な弁明に対する反論

審査請求人は上記2のとおり主張したが、この点について、実施機関は、沖縄県警察に派遣された千葉県警察の警察官の活動は、沖縄県警察本部長の指揮監督下で行われ、その活動状況は沖縄県警察に報告されるべきものであり、派遣された千葉県警察の警察官が沖縄県での活動状況を千葉県警察に報告する義務はなく、その活動を報告するための文書様式もないことから、派遣に係る報告書の類の文書は作成されていないとしている。

しかし、そのような報告文書の作成を義務付ける法的根拠の有無は一先ず措き、千葉県警察に所属する警察官の、沖縄派遣での相当期間にわたる活動実態を全く把握することができないということは、行政権、特に警察権力に対する民主的統制ができないことになり、決して許されることではない。

また、実施機関は、神奈川県警察が作成した報告書は作成義務がなく、千葉県警察では作成していないと述べるが、所属する千葉県警察官が派遣先でどのような活動を行ったか全く分からないままではいるはずがなく、実施機関の弁明は到底信用することができない。

さらに、派遣先である沖縄県警察での超過勤務手当の支給に係る文書があるはずであるとの審査請求人の主張に対し、実施機関は、審査請求人が開示請求をした文書には超過勤務手当等の支給に関する文書を明示しておらず、開示請求の対象とはならないと述べる。

しかし、実施機関の言い分は、審査請求人の開示請求内容を適切に理解することができない回答であって、あまりにも的外れである。審査請求人は、派遣先である沖縄県警察での超過勤務手当の支給の前提となる、超過勤務の実態（時間・活動内容等）を把握するために作成された文書の開示請求をしたのである。むしろ、このような実施機関の言い分からすれば、派遣先である沖縄県警察での超過勤務手当等の支給に係る文書が存在しているかのようなようであるが、仮に、当該文書に超過勤務手当の前提となる超過勤務活動の実態が記載されていれば、それは少なくとも「7. 派遣時から完了時までの現地での千葉県警察の行動記録」に該当し、審査請求人が開示を請求している文書そのものなのである。

4 口頭意見陳述の要旨

(1) 審査請求人

千葉県警の沖縄派遣、特に米軍北部訓練場への派遣に際して、日報や報告書が存在した上で、警察内部で内容を確認し、必要に応じて公安委員会でも確認するというシステムが当然だと思う。

都道府県単位で警察・公安委員会を置くという制度は、公権力の強制力が濫用されたり、暴走したりしないよう設けられた制度だと理解している。そういう意味で、千葉県警察の警察官が沖縄に派遣されて、基地建設そのものに反対する住民の抗議活動に対して、警察の対処がどうであったかということが報告されないシステムは問題だと思う。

きちんと書面で報告を受け、報告を確認できる状況にしておくことが最低限必要であり、不存在という状況を良しとしているシステムそのものについて考え直さな

くてはならない。

実際に、どこかしらに記録が残っていて、探せば出てくる可能性があるならば、もう一度やってもらいたい。きちんと中身を出していただきたい。

(2) 補佐人 (〇〇弁護士)

今回の情報公開請求は、日本国憲法(昭和21年憲法)第21条第1項の国民の知る権利、県民の知る権利に基づいたものであり、これが保障されなければ、十分な情報を知ることができず、私たち県民は、警察の権力が暴走するかどうかに対しての歯止めをかけることができない。

本件派遣の日報及び行動の記録が不存在という件に関して、警察法(昭和29年法律第162号。以下「法」という。)第59条(協力の義務)及び第60条(援助の要求)に基づいての派遣であり、職員の派遣になるので、指揮監督権が仮に沖縄県警にあったとしても、千葉県警察という所属は変わっていないはずである。出向又は転籍ではなく、千葉県警という立場で行動しているということが対外的に分かっている中で、実際にどのような行動をしたのか。千葉県警が何も把握していないのは、あり得ない。援助した立場からしたら、具体的にどのような援助行為をしたのか、適正に行われたのかを検証しないで、適正な手続きを保てるのか。

実施機関は、警察職員の職務執行に当たり、法令・条例に違反していないか、職務を怠っていないか、仮に違反をしているのであれば、調査して千葉県公安委員会に報告する義務がある。

仮に、行動の記録が千葉県警に残っていなくて、報告もしていないということになると、具体的な警察権力に対しての行動を監視するという部分に対し、義務を怠っていると考えてもおかしくない。

(3) 補佐人 (〇〇弁護士)

千葉県民として、自分の県から警察官が沖縄に派遣されたということに関し、少なくとも客観的な期間、人員及び税金が投入された旅費というような概要が知りたいと思うことは自然な感情であり、重要な情報である。

上記情報について不開示とした千葉県警の理由は、不法行為を敢行しようとする勢力にそれが把握されると警備支障が出るというような趣旨だが、こちらとしては、具体的な警備体制や指揮命令がどのようにされたのかというような警備の詳細な

情報を知りたいと思っているのではない。また、実際不開示となった部分にそのような情報が書かれているわけではないと思う。

具体的な理由によるリスク、危険が想定されるという記載もなく、一般的、抽象的な回答にとどまっている。既に終わった派遣で、どのような危険が想定されるのか。

今回の本件派遣という特殊な一時的な県外派遣であり、将来同様の活動は反復継続されることが想定されているわけではないと思う。

情報公開制度というものが、行政の透明性及び信頼性を確保するというのが趣旨であり、また、審査請求は情報公開制度への信頼性及び正確性を担保するものであると考える。審査請求においては、一般論、抽象論に終始してほしくない。仮に危険が想定されるというのであれば、もう少し具体的かつ個別的に示し、一般論、抽象論に終始することなく判断していただきたい。

第4 実施機関の弁明要旨

弁明の内容

1 本件各請求内容について

本件各請求内容は、上記第2の2のとおりであるが、本件請求内容8及び同12については、千葉県公安委員会及び千葉県ホームページにそれぞれ掲載していることを説明したところ、審査請求人は、開示請求対象から削除したものである。

2 他都道府県警察への派遣とは（定義）

法第36条第2項、第64条では、都道府県警察は当該都道府県の区域において、法第2条に定められている犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締り等の警察の責務に任ずるものであり、都道府県警察の警察官が職権を行う管轄区域も当該都道府県の区域であることが定められている。

しかし、警察活動の対象となる事案の性質・規模などによっては、一つの都道府県警察の能力だけでは処理し難いような事態の発生もあることから、法第59条、第60条第1項、同条第3項で都道府県警察は相互に協力する義務を負い、都道府県公安委員会は警察庁又は他の都道府県警察に対して援助の要求をすることができるとし、援助の要求により派遣された警察庁又は都道府県警察の警察官は、援助の要求を

した都道府県公安委員会の管理する都道府県警察の管轄区域内において、当該都道府県公安委員会の管理の下に、職権を行うことができると定められており、当該規定に基づき警察官等の派遣が行われる。また法第60条による援助の要求に基づく他都道府県警察への派遣については、いかなる場合にその必要を認め、いかなる内容の援助を要求するかについては明確な規定はなく、都道府県公安委員会の自由裁量に属するものと解されている。

3 千葉県警察から沖縄県警察への警察官の派遣について

千葉県警察から沖縄県警察に警察官を派遣する場合、派遣先である沖縄県公安委員会から千葉県公安委員会に対し、法第60条に基づく援助の要求がなされ、千葉県公安委員会において、県内の治安情勢等を踏まえ、総合的に判断して派遣の適否、援助の要求の受け入れが決定される。

派遣された千葉県警察の警察官は、法第60条第3項の規定により、援助の要求をした沖縄県公安委員会の管理する沖縄県警察の管轄区域内において、沖縄県警察本部長の指揮監督の下で警察官として職権を行うこととなる。

4 本件決定の該当性

(1) 本件請求内容6、同7、同10及び同11に係る本件決定について

沖縄県警察に派遣された千葉県警察の警察官の活動は、派遣先の沖縄県警察本部長の指揮監督下で行われ、その活動状況は沖縄県警察に報告されるべきものであり、千葉県警察として個々具体的に報告を受ける立場にない。

よって、派遣された千葉県警察の警察官が沖縄県での活動状況を千葉県警察に報告する義務はなく、その活動状況を報告するための文書様式もないことから、派遣に係る報告書の類の文書は存在しない。

なお、派遣された千葉県警察の警察官が派遣先の沖縄県に到着した際や派遣先から帰県した際等に、千葉県警察に直接電話連絡がなされる場合もあるが、その連絡は口頭によるものであり、連絡に伴う文書は作成されない。

したがって、本件請求内容6、同7、同10及び同11に係る対象文書は存在しない。

(2) 本件請求内容5に係る本件決定について

本件派遣については、法第59条、第60条第1項及び同条第3項の規定に基づ

き行われたものであるが、このことについて千葉県警察が改めて作成又は取得した文書は存在しない。

また、「現地での具体的な行動」についても、千葉県警察はその具体的な内容や法的根拠を明文化した文書を作成又は取得しておらず、対象文書は存在しない。

(3) 本件請求内容9に係る本件決定について

本件派遣については、沖縄県公安委員会から援助の要求を受けた千葉県公安委員会において、県内の治安情勢等を踏まえ、総合的に判断して派遣の適否、援助の要求の受け入れが決定されたものであるが、千葉県警察は派遣の適否の判断に関する文書を作成又は取得しておらず、対象文書は存在しない。

(4) 本件請求内容13に係る本件決定について

法の規定に基づいて他都道府県警察に警察官を派遣する場合の、派遣元の都道府県県民への説明に係る手続きについては、法その他法令で規定されておらず、本件派遣に際しても千葉県民に対する説明はしていないことから、対象文書は存在しない。

5 審査請求人の主張について

審査請求人は上記第3の2(2)のとおり主張する。

しかしながら、沖縄県警察に派遣された千葉県警察の警察官の活動は、派遣先の沖縄県警察本部長の指揮監督下で行われ、その活動状況は沖縄県警察に報告されるべきものであり、派遣された千葉県警察の警察官が沖縄県での活動状況を千葉県警察に報告する義務はなく、その活動状況を報告するための文書様式もないことから、派遣に係る報告書の類の文書は作成されておらず、対象文書は存在しない。

そして、「沖縄特派における警備実施結果について」と題する書面は、神奈川県警察が独自に作成したものであり、千葉県警察ではそのような活動報告は作成していないことから、神奈川県警察作成の「沖縄県への特別派遣(総括)」に類する書面は存在しない。

また、審査請求人は、上記第3の2(3)のとおり主張するが、本件請求は、超過勤務手当等の支給に係る文書を明示しておらず、開示請求の対象となるものとは認めることができない。

第5 審査会の判断

当審査会は、審査請求人の主張及び実施機関の弁明を基に調査審議した結果、次のとおり判断する。

1 本件各請求内容に係る行政文書について

本件請求は、本件各請求内容に係る行政文書の開示を求めるものであり、実施機関は、本件請求に係る行政文書を特定した上で、平成29年12月22日付け会発第1074号による行政文書不開示決定、同日付け公一発第303号による行政文書部分開示決定及び同日付け備発第435号による行政文書部分開示決定(以下併せて「本件請求に係る別件各決定」という。)を行い、本件請求に係る別件各決定で特定した文書以外は、本件各請求内容に係る行政文書を作成及び取得しておらず、保有していないとして本件決定を行った。

これに対し、審査請求人は、本件決定を取り消すとの裁決を求めると主張しているため、実施機関の本件請求に係る別件各決定で特定した文書以外の本件請求に係る行政文書の保有の有無について、以下検討する。

(1) 活動状況について千葉県警察として報告を受けていないとの説明について

審査請求人は、沖縄県公安委員会の公文書開示の結果から、派遣された千葉県警察機動隊が作成した報告書の存在等を指摘し、実施機関は本件派遣で派遣された警察官から当該任務の活動状況について報告を受けているはずである旨主張する。

これに対し、実施機関は、法第60条第3項の規定により、沖縄県警察に派遣された千葉県警察の警察官の警備活動に関しては、派遣先である沖縄県警察本部長の指揮監督下で行われるものであり、その活動状況については沖縄県警察に報告されるべきで、千葉県警察として個々具体的に報告を受ける立場にない旨説明する。

また、当審査会が実施機関に確認したところ、沖縄県へ派遣された千葉県警察の部隊は日々の活動状況について千葉県警察には報告せず、沖縄県警察に対して報告をしているとのことであった。

ところで、都道府県公安委員会が都道府県警察に有する権限は管理であり(法第38条)、警視総監及び道府県警察本部長は、それぞれ、都道府県公安委員会の管理に服し、警視庁及び道府県警察本部の事務を統括し、並びに都警察及び道府県警察の所属の警察職員を指揮監督する(法第48条第2項)。

この点、法に関する通説的見解によると、都道府県公安委員会の行う管理は、個々の事務執行を含まず、その指揮監督は、内部的に警視総監又は当該道府県警察本部長を通じて行われるものであって、都道府県公安委員会が、警視総監又は当該道府県警察本部長を差し置いて直接に他の警察職員を指揮することはできないとのことであり、また、法第60条第1項の規定により派遣された警察官は、自らの所属する都道府県公安委員会の管理下を離れ、援助の要求をした都道府県公安委員会の管理下に入り、警察官としての職権を行うこととなると解されている。

そうすると、沖縄県に派遣された警察官は沖縄県公安委員会が管理する沖縄県警察本部長の指揮監督の下に職権を行うこととなると認められる。

こうしたことと、職務上の報告は直接指揮監督を行っている者に対してなされるのが一般的であることに鑑みれば、沖縄県警察が、派遣された千葉県警察の警察官から当該警察官の警備活動に関して報告を受けることはあったとしても、当該警察官の警備活動に関して千葉県警察として個々具体的に報告を受けていないとの実施機関の説明は、不自然・不合理なものとは言えない。

(2) 事後検証について

審査請求人は、派遣後に派遣元で任務遂行の状況について事後的な検証を行うはずである旨主張する。

この点、当審査会が実施機関に確認したところ、沖縄県警察に派遣された千葉県警察の警察官の活動は、派遣先の沖縄県警察本部長の指揮監督下で行われ、その活動状況は報告書により沖縄県警察に報告されていることから、派遣された警察官の活動状況の検証は、沖縄県警察において行われるべきと考えており、千葉県警察では事後的な検証を行ってはいないとのことであった。

当該対応は、上記法の解釈から不自然・不合理なものとは言えない。

(3) 派遣時から完了時までの現地での千葉県警察の行動記録について

審査請求人は、超過勤務手当（時間外勤務手当）の支給に係る文書が本件請求内容7（派遣時から完了時までの現地での千葉県警察の行動記録）に係る文書に含まれる旨主張する。

この点、派遣された警察官が時間外勤務手当の申請に際し、本件派遣に係る報告書等を作成していれば、それは本件請求内容7に係る行政文書と認められるが、当

審査会は、そうした文書を確認できなかった。

また、時間外勤務等命令簿は存在したが、その作成目的は、単に時間外勤務手当を受けるためのものであって、当該文書には時間外勤務を行った時間等が記載されるが、具体的な行動記録は記載されないため、当該警察官の現地での行動記録を示すものとは認め難い。

そうすると、実施機関は、行政文書開示請求書に記載された文言から開示請求に係る文書の特定を行うところ、本件各請求内容の文言及び時間外勤務等命令簿の作成目的、記載内容を考えると、当該文書を本件各請求内容に係る行政文書としなかった実施機関の判断を不適切なものということとはできない。

以上の検討の結果、審査請求人の上記主張は採用することができず、実施機関の、本件請求に係る別件各決定で特定した文書以外は本件請求に係る行政文書を作成及び取得しておらず、保有していない、との説明は首肯できる。

また、当審査会が事務局職員をして調査させたところ、本件請求に係る別件各決定で特定した文書以外に本件各請求内容に係る行政文書が存在する事情は認められなかった。

したがって、実施機関は、実施機関が本件請求に係る別件各決定で特定した文書以外には、本件各請求内容に係る行政文書について作成又は取得していないものと認められる。

2 審査請求人の主張について

審査請求人は、派遣された千葉県警察機動隊が作成した報告書が沖縄県警察に存在したことから、実施機関も当該報告書を保有しているはずである旨主張する。

この点、派遣された千葉県警察機動隊が作成した報告書は作成された時点では実施機関の行政文書に該当する余地はあるものの、上記1(1)で記載した法の解釈から、当該機動隊が当該報告書を沖縄県警察のみに提出し、実施機関には提出していないこともあり得ることから、実施機関が当該報告書を保有していないとする説明は首肯できるものである。

その他、審査請求人は種々主張しているが、当審査会の判断に影響を及ぼすものではない。

3 結論

よって、実施機関の本件決定は、妥当である。

第6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
平成30年 5月10日	諮問書及び実施機関の弁明書の写しの受理
平成30年 5月17日	審査請求人の反論書の写しの受理
平成30年 7月 6日	審査請求人の反論書（補充）の写しの受理
平成30年10月30日	審査請求人の口頭意見陳述に係る審理録の写しの受理
平成31年 2月25日	審議
令和 元年 6月24日	審議
令和 元年 7月29日	審査請求人の反論書（補充）の写しの受理
令和 元年 9月30日	審議
令和 元年11月25日	審議

(参考)

千葉県情報公開審査会第1部会

氏 名	職 業 等	備 考
荘司 久雄	城西国際大学非常勤講師	部会長
鈴木 牧子	弁護士	部会長職務代理者
湊 弘美	弁護士	

(五十音順)